

氏名（本籍）	廣田 哲治（東京都）			
学位の種類	博士（法学）			
学位記番号	博乙第2653号			
学位授与年月日	平成25年5月31日			
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
審査研究科	ビジネス科学研究科			
学位論文題目	わが国の非公開会社における少数派株主の救済制度の模索 ーイギリス及びカナダにおける会社法制を参考にしてー			
主査	筑波大学	教授	博士（法学）	大野 正道
副査	筑波大学	教授		弥永 真生
副査	筑波大学	教授	博士（法学）	徳本 穰
副査	筑波大学	准教授	博士（法学）	木村真生子
副査	早稲田大学	教授	法学修士	川島いづみ

論文の内容の要旨

審査対象論文は、わが国の非公開株式会社における少数派株主の利益が取締役あるいは多数派株主によって不公正に侵害された場合に、どのようにして救済すべきかについて、イギリス法とカナダ法の比較法的考察を踏まえて、わが国における法律制度の在り方について立法論的見地をも含めて、詳細に検討を加えるものである。

わが国の少数派株主の保護を検討するに際して、審査対象論文は、まずイギリス法とカナダ法の少数派株主の保護の制度を検討の題材として取り扱う。第1部において、イギリス法では、多数派株主と少数派株主の利益の衝突があった場合、コモン・ロー（普通法）上の訴訟形式にとどまらずに、エクイティ（衡平法）の領域において、柔軟に少数派株主の利益を保護する法制度を具備しており、高等法院、控訴裁判所および貴族院の判例では、このような立場をさらに推し進める傾向にある。そこで、著者は、イギリスにおいてこのような法制度がいかんして発生し発展してきたかについて概観するとともに、イギリス会社法の歴史を紐解き、少数派株主を保護する傾向が発展してきた経緯あるいは歴史について考察をしている。この理解の上に立って、最後の第4部において、わが国の現状において、少数株主権、株式買取請求権、解散判決請求権等を利用して少数派株主が十分に保護されるのかについて検討し、もし不十分であるとするならばどのような救済制度の導入が必要であるか考察している。

次いで第2部では、カナダ法について検討する。カナダ法は、イギリス法に先立ち少数派株主に対する保護を図る制定法の改正を行い、より広い範囲で少数派株主の保護と救済を整えてきた。特に不公正な侵害行為の救済、代表訴訟、株式買取請求権および解散判決請求権の現行法と今後の動向については、わが国の会社法制に対して示唆するものが多いとする。しかしながら、カナダの法制は、イギリスの制度と各種の委員会報告を基礎として発展してきたものであるから、多くの点で基本的にイギリス法の制度を取り入れていると指摘する。それ故、イギリス法で検討した事項についてはカナダ法では検討を省略している。そのため、まず、不公正な侵害行為の救済制度における抑圧、不公正な侵害、不公正な無視と規定されるカナダ法の適用の範囲を検討し、次に、イギリス法にはほとんど規定のない、反対株主

の株式買取請求権を詳細に検討し、最後に、イギリスに先立ち制定法で定められた代表訴訟を検討している。

著者は、第3部において、わが国の少数派株主の利益の保護の歴史的展開と現状について検証を試みている。最初に、わが国の少数派株主の保護について、その議論の嚆矢となった昭和59年5月9日付で法務省民事局参事官室より公表された「大小(公開・非公開)会社区区分立法及び合併に関する問題点」(以下、「問題点」という。)を検討する。審査対象論文では、少数派株主が不公正に侵害された場合に与えられる株式買取請求権の創設を高く評価しているが、現在においても当該改正は実現していない。この点の是非について詳細に検討している。次に、代表訴訟について、反射的損失と代表訴訟の関係、代表訴訟における取締役の責任の範囲、代表訴訟における和解等を検討し、代表訴訟が少数派株主の保護にどのように利用できるか検討している。続いて、解散判決請求権について、現状の条文では、その適用が限定的であり、少数派株主の利益の保護にはやや消極的であるが、立法論も踏まえて検討している。最後に、現行会社法における組織再編に付随する株式買取請求権を取り扱っているが、反対株主が会社から退出するだけで問題が解決されるか疑問であると指摘する。

第4部は、最後のまとめとして、第1章で、不公正な侵害行為の救済、代表訴訟、解散判決請求権ならびに株式買取請求権について、イギリス、カナダおよび日本につき少数派株主の保護にかかる法制の比較を行い、第2章で、これらの論点にかかる[わが国への示唆]を取り纏めている。

審査の結果の要旨

審査対象論文は、非公開会社における取締役や多数派株主の少数派株主に対する権利あるいは利益の侵害から少数派株主を救済する法制度は、諸外国、特にイギリスにおいて発達してきたものであり、これとともに英連邦諸国のうちイギリスより遥かに進んだ法制度を有するカナダの法制度を詳細に検討し、これらの分析から得られた結論とわが国において現行法における同様な問題に対する法律、とりわけ会社法(商法会社編旧規定)および各審級における判決・決定例とともに諸学説にも関説して、その理解の上に立って、わが国の現行法において活用することが可能であると思われる少数株主権、株式買取請求権、解散判決請求権等を利用して少数派株主を救済することが具体的に可能なのか否か、さらにイギリスやカナダに倣ってどのような救済制度がわが国においても必要とされているのかについて、詳細に分析するものである。

審査対象論文は以下の点で評価できるものである。第一に、イギリス特有の制度である「不公正な侵害行為に対する救済制度」について、先行業績があるものの2006年会社法至る経緯を逐次詳細に紹介していることである。イギリスにおいては、1948年会社法210条から現在まで、会社の業務執行によって株主(member)の利益が侵害された場合には、株主は、衡平法裁判所に対して、その救済のための命令を求めて申請(petition)を提起することができ、衡平法裁判所は、申請に理由があると認めるときには、訴えられた事態を解決するために適当と思量する命令を与えることができる。判例に基づく不公正な侵害行為の類型には、会社の経営からの除外、取締役に対する過大な役員報酬の支払い、合理的な利益配当の支払いの欠如等があり、少数派の救済方法としては、将来にわたる会社の業務執行を規制する命令、会社の他の株主が申請を提起した株主の株式を買い取る命令等が下されている。なお、カナダにおいては、この少数派株主の救済はイギリスにおけるよりも大きな裁量を裁判所に与えており、①不公正な侵害には抑圧的な行為や不公正に無視する行為も含まれ、②裁判所は少数派株主の他に債権

者、取締役、役員利益が不公正に侵害された場合にも救済を認めることができ、③救済の申請人は現在の株主だけでなく過去の株主も含まれ、④不公正な侵害行為者には当該会社だけではなく関係会社も含まれることにより、より広い範囲の適用がなされていると指摘されている。このように、イギリスおよびカナダの法制度を紹介したことは高く評価できる。

第二に、1986年支払不能法122条1項は、「会社は裁判所が解散することが正当かつ衡平であると認めた場合には裁判所により解散される。」と規定する。この[正当かつ衡平による強制解散制度]はイギリスでは19世紀にまで遡る法制度である。この強制解散の規定は、少数派株主の救済手段として利用されている。その意味は、実際に会社を解散するのではなく、解散に追い込むという脅威を多数派株主に与え、より有利な条件で少数派株主の持ち株を買い取らせるという効果があるということである。なお、この法制度はカナダにも継受されている。わが国には存在しない法制度を紹介した点で、高く評価できる。

そのほかに代表訴訟および反対株主の株式買取請求権について、イギリス法およびカナダ法の現状が紹介されており、比較法的見地からの研究成果が叙述されている。

しかしながら、審査対象論文には、若干の不十分な点があることも指摘しなければならない。

第一に、第三部の「日本法における少数派株主の保護と救済」の部分における叙述の内容が、第一部のイギリス法、第二部のカナダ法の考察内容とバランスを欠き、著者独自の編別になっていることであり、そのため比較法的に対応物のない個所に叙述の重点が移ってしまっていることである。この点で今までスムーズに読み進めてきた読者は戸惑ってしまうのでなかろうか。

第二に、少数派株主の救済の手段としての株式買取請求権と組織再編に伴う反対株主の株式買取請求権が全く異なる点についてもっと読者に説明すべきであったのでなかろうか。前者の株式買取請求権しかないイギリス法と後者の株式買取請求権しかないわが国において、その説明の内容が全く異なるのは当然であり、あらかじめ重ねて念を押すべきではなかったのではなかろうか。

もっとも、これらの課題は残っているものも、審査対象論文は、先行業績が乏しい分野において、イギリスとカナダの法制度について、現在に至るまでの議論の変遷を丁寧にたどり、日本法についても論文提出の期限(平成24年末)まで検索の作業を続けたことは評価に値する。この論文を基礎として、著者の問題意識を深化、発展させていくことは十分可能である。そのような意味で、審査対象論文は、著者が、法律学の分野において、今後、社会の多様な方面で活躍しうる高度の研究能力とその基礎となる学識を有することを示すものであると評価できる。

【最終試験】

論文審査委員会による最終試験を平成25年4月4日に実施し、全員一致で合格と判定した。

【学力の確認】

ビジネス科学研究科学位論文審査(博士後期課程)に関する内規第10条を適用し、学力の確認の全部に代え十分に学力があるものと認定した。

【結論】

よって、著者は博士(法学)の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。